

NAGANO インターンシップ補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大学生等の県内企業等におけるインターンシップ等参加を促し、県内企業の魅力の理解促進を図るため、県内企業等が実施するインターンシップ等への参加に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則(昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。)に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学生等 学校教育機関及び職業訓練施設に在籍している学生等をいう。
- (2) インターンシップ等 大学生等が在学中に、事業所等において行う就業体験をいう。
- (3) 事業所等 本社、支社、営業所、工場など、事業活動が行われている場所(国及び地方公共団体が事業主であるものを除く。)をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者は、県の就活支援ポータルサイト「シューカツNAGANO」のメールマガジンへの登録を行った大学生等とする。

(補助対象事業)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、別表1に定めるとおりとする。

(補助対象経費等)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助率及び補助金の限度額は、別表2に定めるとおりとする。

(交付の条件)

第6条 次の各号に掲げる事項は、この補助金の交付の条件とする。

- (1) 事業終了後5年間、事業成果の報告及び事業に関する調査に協力すること。
- (2) 虚偽の申請があった場合は、交付決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を求めることがあること。

(交付申請及び実績報告)

第7条 規則第3条第1項の規定による申請書及び規則第12条の規定による実績報告書は、様式第1号のとおりとし、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該補助対象事業が完了した日が属する年度の3月31日のいずれか早い日まで知事に提出しなければならない。

- 2 同一年度内に既にこの補助金の交付を受けている場合であって、交付申請額と当該交付を受けた額を合算した金額が第5条の補助金限度額を超えることとなるときは、当該交付申請額から当該超える額を差し引くものとする。

(交付決定及び額の確定)

第8条 知事は、前条の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、その旨を提出者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第9条 知事は、前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた者に対し、様式第1号により、同条の規定による確定額に基づき、補助金を支払うものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第10条 第7条に規定する書類の提出は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この補助金に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月19日から施行する。

この要綱は、平成28年8月29日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。この要綱による改正前に交付した補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定に伴う返還については、なお従前の例による。

この要綱は、令和元年7月12日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係） 補助対象事業

補助金の交付対象事業	<p>大学生等が参加するインターンシップ等で、次に掲げる要件の全てを満たすもの</p> <p>(1) 資本金又は出資金の総額が30億円未満であり、かつ、常時雇用する従業員が1,000人未満である企業等が実施するものであること。</p> <p>(2) 長野県内の事業所等で実施するものであること。</p> <p>(3) 実施期間の初日が属する年度の2月末日までに終了したものであること。</p> <p>(4) 1日のインターンシップ等については、概ね6時間以上の就業体験を含むプログラムを実施したこと。2日以上インターンシップ等については、概ね1日当たり4時間以上の就業体験を含むプログラムを2日以上実施したこと。（この場合において、休憩時間は時間の計算に含むものとする。）</p> <p>(5) 受入企業等の広報活動（会社説明、職場見学等）又は受入事業所等での就業体験以外の活動（地域の暮らし体験、地域の課題解決に関するワーク、フィールドワーク等）のみのプログラムでないこと。</p> <p>(6) 就業体験の提供を目的としたものであること。</p> <p>(7) 労働関係法令を遵守して行われるものであること。</p> <p>(8) 国または地方公共団体の補助を受けているものでないこと。</p> <p>(9) 受入企業等の採用選考活動（採用のために参加が必須となる活動を含む。）ではなく、受入企業等の内定者（内々定者を含む。）に対して行われるものでないこと。</p>
------------	---

別表2（第5条関係） 補助対象経費、補助率及び補助限度額

ア 補助対象経費	<p>大学生等が長野県内で実施されるインターンシップ等に参加するために負担する次に掲げる経費（インターンシップ等の実施期間の初日が属する年度において要した経費に限る。）で、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定めるもの。ただし、当該経費について大学等又は企業等から補助を受けている場合は、当該補助の金額を差し引くものとする。</p> <p>(1) 交通費 居住地とインターンシップ等を行う事業所等を往復するために必要な公共交通機関の使用に要した実費経費（インターンシップ等の実施に宿泊を要するときは、その宿泊先を経由するための経費を含む。）</p> <p>(2) 宿泊費 インターンシップ等の実施期間（当該期間の初日の前日を含む。ただし、当該初日が4月1日である場合を除く。）に、インターンシップ等を行う事業所等の近傍において滞在するために要した実費経費（ただし、食費を除く。）（その金額が1泊につき5,000円を超える場合は、5,000円）</p>
イ 補助率	10/10
ウ 補助金の限度額	<p>大学生等1人につき30,000円</p> <p>ただし、受入事業者が「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証制度実施要領第4に基づく認証を受けている場合は、40,000円とする。同一年度中に限り、限度額に達するまで何回でも申請することができる。</p>